

第2回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録

1 開催概要

2 開催概要

- 日時：令和2年11月9日（月）13：30～15：00
- 場所：東日本旅客鉄道株式会社 現地会議室
- 出席者：33名

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学 名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長）
オブザーバー	・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道 （株）	・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ(株)

（欠席委員：古関 潤一氏）

（欠席オブザーバー：鉄道博物館 学芸部）

■ 当日配布資料

- ・ 次第
- ・ 資料1：第1回委員会（9/18）の議事録確認
- ・ 資料2：保存方法等に関する方針について
- ・ 資料3：現地調査の進捗報告
- ・ 資料4：3街区一般部の本調査計画

3 議事要旨

(1) 第1回委員会(9/18)の議事録確認

- 第1回委員会における以下の指摘事項への対応について、問題ないことを確認した。
 - 資料1-2、1-3の文言修正(「現地保存」と「本調査」)
 - 資料1-2p2の記録保存への追記(「出土品の展示による公開活用」)
- 開催記録について、修正の箇所がある場合は本会議の終了までに指摘いただき、ない場合は確定とする。(谷川委員長)
⇒配布した開催記録で確定

(2) 保存方法等に関する方針について

- 委員、東京都・港区が作成した「高輪築堤の保存の方針について」の説明を受けた。
- 上記は、結論ではなく今後の協議・調整の出発点であり、文化財保護の観点から最も望ましい保存方法の原案である。(谷川委員長)
- 1項については、事業者としても同様の考えである。一方、3項について、既に事業やまちづくりが進んでいる中で約80mを現地保存することは、非常に難しい。発掘された築堤を埋め戻すよりも、知見を得て、後輩たちや地域の皆様に残すことが事業者としての使命ではないかと考える。今後、これまで行ってきたまちづくりや今後の開発計画を説明したうえで、建設的な議論を行い、できるだけ速やかに方向性が定められるよう、調整をお願いしたい。(JR)
- URが施工する区画道路部も第7橋梁の一部と重なるほか、ライフライン整備により橋梁の一部を取り壊さざるを得ないと考えている。(UR)
- 文化財関係者と開発事業者とが知恵を出し、議論を積み重ね、理解しあうというプロセスが大事である。早急に協議の場を設けたい。(谷川委員長)

(3) 現地調査の進捗報告

- 2街区・第2東西連絡道路部・3街区の調査が先行しているが、今後調査が進捗していく中で、他の街区においても遺構が発掘される確率が高いのではないかと予測する。全体的に、非常に残りがよいことは疑いようがない。(谷川委員長)
- 築堤部については、予想していた以上に複雑な構造となっているため、発掘調査に手間がかかっていると同時に、丁寧な観察が必要とされている。現地保存を要望している約80mについては、保存の方針が決定しない限り、手をつけることができない。仮に橋台部を調査するとなった場合、非常に長い時間がかかると予想される。(谷川委員長)
- 地盤の構造はまだ掘みきれていない状況である。(谷川委員長)
- 内部の構造を早い時期に把握できると、今後進めやすくなる。(小野田委員)
- 2街区は遺構調査延伸に伴いゼネコンの施工を止めている状況である。遺構調査がいつ終わるかを明確にしてほしい。(UR)

(4) 3街区一般部の本調査計画(案)

- 事業者としての意見・考えは了解した。ただし、通常、埋蔵文化財に関する調査の仕様書は、事業者が作成するのではなく、教育委員会が作成するものであることを理解いただきたい。(谷川委員長)
- 記録保存ということになれば、基本的に全ての箇所が詳細調査となると考える。(東京都教育庁)
- 現在行っている検出調査から得られる知見(工区や盛土の下の地盤を支える構造物等)を、本調査に盛り込んでいく必要がある。それがないままに計画を作成することは、非常に難しい。(谷川委員長・東京都教育庁)
- 現地保存を要望している約80mに関する協議を行う中で、2街区・3街区の全体の方針が変わることもある。そのため、現時点で現地保存や記録保存のエリアを切り分けない方がよい。(谷川委員長)
- 現段階では、どこを記録保存とするか等、具体的な場所の判断をすることはできないが、記録保存の方法は先行して検討する必要がある。仮に橋台部で記録保存を行うとなった場合、全く別の方法になるのではないか。(谷川委員長)
- 委員、東京都・港区で築堤部の調査方法に関する原案を作成する。橋台部の協議と並行して、事業者と調整を行っていく。(谷川委員長)

- 移築保存して史跡の指定を受けることは、常識的に考えられない。(谷川委員長・港区)
- 5街区・6街区については、今後計画を検討する中で、発掘状況に応じて、保存の考え方を加味していけるとよいと思う。(港区)

(5) その他

- 高輪で遺跡が発掘されたことを隠していると思われたり、公開せず批判を受けたりすることがないように、なるべく早くプレス発表を行うことが望ましい。(谷川委員長・老川委員・港区)
- それほど遠くない適切な時期に公表できるよう、調整を進める。(JR)

4 議事録

4.1 開会

- (事務局) 第2回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 出欠について
 - ・ 配布資料の確認
 - ・ 次第の説明

4.2 第1回委員会(9/18)の議事録確認について

※事務局より説明：資料1(第1回委員会(9/18)の議事録確認)

- (谷川委員長) 第1回委員会において、「現地保存」・「本調査」に修正すること、資料1-2裏面にある「出土品の展示による公開活用」という文言を移築・記録の両方に入れることという指摘があり、対応したということである。質問・意見はあるか。
- (全員) 異論なし。
- (谷川委員長) 議事録は、発言者全員に配布しているか。
- (事務局) 日程調整をする段階で、全員に送付した。
- (谷川委員長) 特段、問題はなかったか。
- (事務局) ないものと認識している。
- (谷川委員長) 目を通せていない人がいる可能性もある。この場で確定した方がよいか。
- (事務局) よい。
- (谷川委員長) 発言の主旨と異なる形で記録がされているのはよくないため、修正箇所がある場合は本委員会の終了までに指摘をいただきたい。なければ確定とするのでよいか。
- (全員) 異論なし。

4.3 保存方法等に関する方針について

※谷川委員長より説明：資料2(保存方法等に関する方針について)

- (谷川委員長) 質問・意見はあるか。
- (JR) 委員の皆様、東京都教育庁、港区教育委員会の皆様より、現地の状況を見ながら、文化財保護という観点から今後の協議・調整の出発点として考えをまとめていただいたことに感謝する。重々に受け止めて今後の調整を進めていきたい。1項について、事業者としても、150年

前に先輩方がつくり、残してくれたもの／結果として残っているものに敬意を払い、大切に取り扱いしていきたいという気持ちは同じである。今後とも、建設的な調整・議論をお願いしたい。一方、3項について、事業者としては、考え方が異なる。2009年より車両基地の再編等の鉄道事業が始まり、半ばまで進んでいる。80m(20m+両側30m)の現地保存を行う場合、これまで積み重ねてきたものも含め、今後のまちづくりが非常に困難という状況が見えている。我々のまちづくりは、これまで車両基地がまちを分断していたという経緯を踏まえて、地域への貢献を大切に、人の流れ、文化の交流、エネルギー的な視点から取り組んでいる。既にまちづくりが決定され、事業が進んでいる中で、現時点では80mを現地保存するということは難しい。我々としては、先輩方が残してくれたものが2009年から始まった事業の中で出てきてくれたと思えば、土の中に戻すのではなく、知見を得て、後輩たちに残していくことも使命ではないかと考える。特に3項については、今後調整をお願いしたい。1項についての考え方は沿っているため、是非とも建設的な議論の中で、どのような形にせよ後輩たち、あるいは、地域の皆様に恥ずかしくないよう、悔いが残らないように進めていきたい。我々も一生懸命に説明を差しあげる。なるべく速やかに大きな方向を得られるよう、調整をお願いしたい。

(谷川委員長)
(全員)
(谷川委員長)

只今の意見について、質問・意見はあるか。
なし。

「開発」と「遺跡の保存」は、宿命的に難しい問題と理解している。今回の場合、開発計画が先行し、遺跡の発見がかなり後になったということもあるが、非常に重要な遺跡であることは間違いない。我々からは現地保存をお願いしているが、文化財関係者と開発関係者がどのように知恵を出し、議論していくか、その積み重ねやプロセスが大事である。最初から全く異なる考え方を正面衝突させるのではなく、できるだけ互いに理解をしようことが大事である。どのような形にせよ、早急に協議の機会を設けたい。

(JR)

建設的なプロセスの中で、どのような形になるにしろ、よい形で後輩たちに継承していきたい。プロセスについて、文化財の世界の中のみでの議論にはならないと考えるため、我々がこれまで行ってきたまちづくり、今後の開発計画を説明させていただきたい。委員会とするか否かについては、東京都、港区より指導をいただきながら、なるべく速やかに調整の場を設けていただききたい。第7橋梁橋台部を中心として、半分はJRの開発事業・建築事業、半分はURの区画整理事業となっているため、URも含めた調整の場になると思う。

(UR)

2024年のまちびらきに向けて、我々区画整理施工者は道路を施工していく段階になる。3項にあるように、第7橋梁橋台部を現地保存することになると、区画2号の道路下30cm程度のところが、幅員12

mのうち9m程度を橋台で占められてしまうことになる。道路として成立しなくなるとともに、下水、汚水、雨水、ガス管などは橋台を切り欠いて設置する必要があるが生じてくる。港区道路管理者とは既に設計協議も整っている段階であるため、我々もあわせて調整させていただきたい。

(谷川委員長) 早急に協議の場を設ける。我々も今までは、具体的な開発計画に関してはほとんど聞いていないという状況もある。ただし、遺跡の重要性は変わらないため、実りのあるプロセスを大事にした形の協議を行いたい。

4.4 現地調査の進捗報告

※港区より説明：資料3（現地調査の進捗報告について）

(谷川委員長) 質問・意見や補足等はあるか。

(UR) 原案で現地保存と言われている第7橋梁橋台部について、調査中として写真等を添付いただいているが、今後どのような調査になるのか。素人目に見ると外観的な調査が中心ではないかと思うが、例えば、橋台の内部は絶対に傷つけてはならないのか等、教えていただきたい。

(谷川委員長) 現地保存を要望している80mに関しては、保存の方針をある程度決定しないと、手をつけることはできない。ただし、協議に入るということで、その協議の中で方針が決定すれば対応していくことになる。第7橋梁橋台部は非常に精巧・緻密で、構造物自体がかなり複雑かつ嚴重なつくりとなっている。仮に調査することになると、非常に長い時間を要すると思う。また、築堤部に関しても、歴史的重層性があることも含め、構造が非常に複雑である。第二東西連絡道路部も、11月15日終了という協定であったが、まだ終了していない。我々が予想していた構造よりもはるかに複雑で、調査に手間がかかっているという状況である。そのため、築堤部も、発掘調査自体に手間がかかる。また、全体が同じような構造ではないことが判明してきたため、丁寧に観察していく必要がある。我々が非常に驚いたのは、海側の石垣の前面に波除杭があるのではないかと予想していたが、波除杭のみでなく、地盤を固めるための砂利を用い、砂利の下に群杭という大量の杭が打たれている。当然、調査の対象となる。また、土丹（泥岩）の大きな礫が敷き詰められている。砂浜にこのような構造物を築造する際、地盤を安定させる必要があったことが、クリアに分かってきた。第二東西連絡道路部の調査は、盛土の下まで至っていない。盛土する前段階でどのような地業をしていたかが問題である。砂の上にそのまま土を盛ることは、常識的には考えられず、ある程度安定した地盤の上に盛土

をしたと推測する。その際、地盤の構造はどのようになっているのか。土丹を敷いていた可能性や、土丹の下にさらに杭がある可能性もある。まだ最終的な構造が掴みきれていない状況である。

(小野田委員)

発掘調査において、盛土の断面は調査できていないか。

(港区)

徐々に調査を進めている。山を重ねていくような形で築かれている。最下面まで調査を進められたわけではない。

(小野田委員)

盛土の内部の構造について、現段階では、資料4右側のイメージ図を想定しているが、この通りなのか気になっている。仮に内部の構造が複雑な場合、詳細に調査していく必要があるため、なるべく早い時期に把握できるとその後の計画が進めやすくなる。

(港区)

現段階で把握できていることを整理するとともに、今後どのようなものが発掘されるのか、それによってこれまで分かっていたことへの評価がどのように変わっていくのか、大成エンジニアリングと確認しながら進めていきたい。

(UR)

大変な調査をいただいております、感謝申し上げます。先行していただいている第二東西道路部について、事業のスケジュールが押しており、現状、ゼネコンを待たせてしまっている状況である。11月15日の協定を延長することは聞いているが、見通しとしてどの程度のスケジュールを想定しているのか、分かる範囲でうかがいたい。

(港区)

URの工事に支障が出ることはうかがっている。URの工事になるべく影響が出ないように、海側については先行して調査の終了を確認するよう、JRと協議を進めているところである。協定書の変更自体の期限に関する協議はまだ行っていないため、全体的な終了期限について申し上げることは差し控える。

(谷川委員長)

部分的に明け渡すことになる。通常、全て終了した段階で終了確認が行われることになるが、明け渡し部分に関して、先行して終了確認を行う形もある。港区教育委員会の判断となる。スケジュールの関係で先行する必要があるため、先行して調査することは聞いていた。そのような形で進めることについて、了解をいただきたい。その他、質問・意見はあるか。

(全員)

なし。

(谷川委員長)

資料4(A3)④に、第二東西道路の撤去した石垣の写真がある。海側に積まれていた石垣である。我々は当初、もう少し薄いものと予想していたが、実際に取り出したところ厚みがあり、大きなもので200kg程度あった。人間が取り外すには危険が伴う状況であるため、現在、検討しているところである。現場を見て、大型の石垣石の控え部分を切断している印象を受けた。台場や常盤橋においても石垣石の控え部分が切断されていたが、それらより大きく切断されていた。このような石があるのかと驚いた。大型の石垣石が積まれているということは、通常の石垣を築いていくのと同様、実際の工事自体も非常に大変だっ

たのではないか。

4.5 3街区一般部の本調査計画（案）

※事務局より説明：資料3（3街区一般部の本調査計画（案）について）

（谷川委員長） 通常、埋蔵文化財の仕様書は教育委員会が作成する。仕様書に基づき、調査方法が決まった段階で、発掘会社を決定し、協定書を結ぶことになる。基本的に、調査の仕様は事業者が作成するのではなく、教育委員会が策定する。埋蔵文化財行政の中では、通常行われていることであり、事業者が仕様書を作成するという例外を認めるわけにはいかない。一方、調査の仕様に関して、事業者に理解をいただくことは必要と考える。ただし、記録保存の場合、遺跡が壊されることになるため、調査の方法に関しては、基本的に埋蔵文化財行政という行政の枠組みの中で、仕様書を作成していくことになることをご理解いただきたい。今回、意見を提示していただき、事業者としての考えはうかがった。全て詳細調査ではなく部分的に簡易調査を行えないのか、あるいは、杭を全て抜いたとしても記録方法は検討する必要があるのではないかと考えていることは理解した。効率的な調査をしてほしいという事業者の考えは分かるが、二つ返事で分かりましたと言うことはできない。現在、検出調査を行っており、また、第二東西道路部はこれから下まで掘り下げることになる。最も大事な問題は、その調査の知見を記録保存の考え方に盛り込んでいく必要があるということである。それがないままに本調査計画を作成することは、非常に難しい。調査の方法については、一旦、東京都・港区、専門家で引き取り、原案を作成するという形で了解いただきたい。

（東京都教育庁） そもそも埋蔵文化財は、現地に残していただきたいとお願いしている。当然、社会生活もあるため、残せない部分については記録をとり、その記録をもって後世に伝えるという考え方であり、詳細調査や簡易調査という概念がない。つまり、残せない部分は詳細に記録を取り、将来、復元やバックアップが可能な状態にするものとしており、簡易調査でよしとすることは難しい。築堤は、同じような構造物であっても、つくった人物が異なることが分かってきた。この点について、表面からの観察のみではなく、ある程度調査結果を踏まえたうえで、どこからどこまでが同じ人物がつくった構造体なのかといった線引きを考えていかなければいけないと思う。第二東西道路部の調査の成果を踏まえて、調査の方法を埋蔵文化財行政が考えるというのが流れではないか。

（老川委員） 3街区一般部の本調査の仕様書は、教育委員会が作成するということ

であるが、第7橋梁橋台部については、別途協議でよいのか。

(谷川委員長)

基本的に80mに関しては、早急に協議を行うことになっている。どこを記録保存とするのかという問題が出てくるが、現状、80mを含むか否かを含め、確定することはできない。どこを記録保存とすることが最も合理的かという判断をつけることもできない。ただし、どのような調査を行うかの議論には時間を要するため、前段階で決めておく必要がある。その後、調査の仕様を決定した段階で、協定書を作成し、ようやく調査になる。具体的な記録保存や現地保存の場所、移築するのか等を念頭に置いた形ではなく、どちらにせよ記録保存は行うことになるため、その方法に関しては、保存に関する全体の方針が決まる前に先行して検討したい。現段階で作成しておかないと間に合わなくなる。仮に第7橋梁橋台部を記録保存とする場合、構造物が全く異なるため、別の仕様書になる。今回考えようとしているのは、築堤部分に関する基本的考え方、具体的な仕様についてである。検出調査により、ある程度当時の工区が判明するのはないかという見通しがある。その中で、どのような調査を行うかを考える必要がある。また、第二東西道路部分において、盛土の下の地盤をどのような構造物で支えていたかが全く分からないまま、調査の仕様を作成することはできない。第二東西道路部分の調査の進捗を念頭に置き、最終的に調査結果の情報を全て盛り込んだ段階でしか、築堤部分の仕様書はできない。ただし、議論は先行させていくべきと考える。第7橋梁橋台部の協議とは別に、調査の方法を検討し、JRにも了解をいただくことになる。

(東京都教育庁)

3街区の80m以外の部分については、原則、記録保存でよいのか。

(谷川委員長)

そのように切り分けてしまうこと自体がよいのかという問題が出てくる。80m部分に関しての協議を行って行く中で、全体の方針が変わることもある。我々は、文化財的な価値のみにフォーカスして原案を提示したが、現実問題を踏まえて変更となる可能性もあると思う。記録保存の場所を決めてしまうと、よい結果を生まない可能性がある。少し柔軟に考えてもよいと思う。現段階でエリアを切り分けることは、あまりよくないのではないかと。港区はいかがか。

(港区)

JRがどのように考えるかではないか。開発を優先して記録保存ということであれば、了解となるかは分からないが、その旨を提示していただき、どうしていくのかを検討するべきである。5街区・6街区については、計画が未確定とうかがっている。どのような状況で何が発掘されるかは分からないが、全体を加味・俯瞰して、保存の考え方を検討していくのがよいと思う。第7橋梁橋台部の結論は出ていないが、埋蔵文化財としては、最悪、記録保存でやむなしという場合もある。移築に関しては、その後、埋蔵文化財や史跡としての指定の可能性は低くなることは了解いただきたい。委員会はあくまで意見照会に近いいため、考え方について改めて回答いただき、どうするべきなのか決断

をお願いする。

- (谷川委員長) 協議を行い、互いの状況を理解したうえで、様々な考え方が出てくる可能性もある。決め打ちをせず、柔軟に構えて進めていきたい。移築したものが埋蔵文化財や史跡に指定されることは、常識的に考えられない。例えば、落合の下水道局に、新宿で発掘された江戸時代の下水道管（石の樋）が保存されているが、新宿区で指定しようという話は一度も出たことがない。あくまでその場所にあるということが重要である。建物の場合、曳家することがある。例えば、護国寺の月光院のように、京都の建築物を東京に移築して重要文化財になった事例はある。ただし、同じように考えるのは難しいのではないか。本調査計画については、我々で原案を作成したうえで、相談させていただく。
- (JR) 3街区一般部の本調査計画について、基本となる流れを理解しながらではあるが、特に第7橋梁橋台部の協議をあわせて、指導・調整をいただくということで進めていきたい。
- (谷川委員長) 第7橋梁橋台部の協議と同時並行になる。ただし、原案は我々で作成する必要がある。我々専門家や東京都・港区で、調査の方法も含め、検討する。まとまった段階で、協議の場を設ける。
- (JR) 資料4を作成した背景として、これまで委員会の中で、連続性が非常に重要という指摘を受けたことがある。ともすると、調査を詳細に行うとなった際、スケジュールや事業費等、事業者としての負担が非常に大きくなる。調査の趣旨を踏まえたうえで、我々としてどうしたらよいか議論させていただき、1～3という段階に分けた。簡易と記載したからといって、決していい加減な調査を行うわけではない。先行トレンチ断面調査における具体的な位置は、教育委員会と協議させていただく。簡易調査における簡略化の方法についても、原文を踏まえた調査を行う。また、大きく周辺と相違がないことも確認する。根本となる思想は盛り込んだうえで、3段階に分けている。原案を作成いただく際には、そのような趣旨を理解いただいたうえで、議論させていただきたい。
- (谷川委員長) 考えは理解した。基本的に、記録保存の調査は、従来の記録保存の考え方に沿った形で対応する。ここだけを特別扱いすることはできないということは、了解いただきたい。

4.6 その他

- (谷川委員長) その他について、質問・意見はあるか。
- (老川委員) プレス発表については、どのようになっているのか。
- (谷川委員長) プレス発表については、以前より話題になっていた。一部の報道機関は気づき始めている節もある。隠していると言われることは、よくな

いと思う。これだけの遺構が出ているにも関わらず、公開しなかったとなると、今後非常に大きな批判を受けることになる。速やかなプレス発表をお願いしたい。港区はいかがか。

(港区) 区としても同様、非常に貴重な遺構が発掘され、報道機関も気づき始めていることもあり、大変懸念を持っている。なるべく早い段階で、JRより正式に発表していただけるのが望ましい。

(JR) 本日の委員会以外においても、港区を含め、意見をいただいている。会社として公表する場合、会社としての判断は必要になるが、いただいた意見を踏まえ、そう遠くない適切な時期に公表できるよう、調整を進めていきたい。公表する際には、皆様含め事前に調整をさせていただく。

(谷川委員長) 報道機関は気づき始めている。都心の文化財関係者内でも噂になっており、時間の問題だと思う。情報を抜かれてしまった場合、後々大変なことになるのではないか。同業者等にも知られ始めており、そこから公表されてしまう確率も高まっている。後々の混乱を考えると、隠さずに公表した方がよいと思う。

(JR) 隠しているわけではない。

(谷川委員長) それは理解しているが、そのような状況になっているということである。

(JR) 適切な広報戦略の中で対応していきたい。

(谷川委員長) 危険水位になってきている。鋭意、検討していただきたい。

(JR) そのような動きがあることは理解したうえで、適切に対応していく。

(谷川委員長) その他、質問・意見はあるか。

(全員) なし。

4.7 閉会

(事務局) 保存方法、本調査の進め方については、並行して引き続き協議を進めていきたい。次回委員会については、保存方法、調査に関する協議の状況、現場の調査の進捗にあわせて、開催したい。具体的な時期は未定である。別途相談させていただいたうえで、調整をお願いしたい。第2回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

以上